

公益社団法人大阪社会福祉士会 相談センター実施細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、公益社団法人大阪社会福祉士会（以下「本会」という。） 相談センター規則（以下「規則」という。）に基づき、本会相談センター（以下「相談センター」という。）業務の実施に関する事項を定める。

(部会の所掌業務)

第2条 規則第5条に定める部会の主な所掌業務は、次のとおりとする。

[総務部会]

- (1) 社会資源対策に関すること。
- (2) 相談員実習支援に関すること。
- (3) 広報に関すること。
- (4) 相談員派遣事業に関すること。
- (5) 相談員登録に関すること。
- (6) 相談センター業務の報告管理に関すること。

[相談部会]

- (1) 専門相談に関すること。
- (2) 相談員現任研修に関すること。
- (3) 成年後見受任者等の支援に関すること。
- (4) スーパーバイザー養成・研修に関すること。
- (5) 市民向け研修に関すること。

[ソーシャルインクルージョン部会]

- (1) ソーシャルインクルージョンを基本とする研修に関すること。
- (2) ソーシャルインクルージョンを基本とする調査に関すること。
- (3) ソーシャルインクルージョンを基本とする啓発に関すること。

(相談室)

第3条 相談センターは、大阪府民の要請に応えるため、本会事務局に相談室を設置するほか、大阪府下の各地に、臨時若しくは常設の相談室等を設置するよう努めなければならない。

(名簿の備付)

第4条 相談センターに、規則第6条に定める登録会員名簿（以下「名簿」という。）を備え付ける。

- 2 相談センターは、名簿の作成に当たり、登録会員に対し希望する担当事業を文書で照会するものとする。

- 3 名簿の登録期間は1年とする。ただし、格別の申し出のない限り自動的に更新される。

(名簿登録の拒否等)

第5条 規則第6条第3項に定める会員の名簿の登録の拒否又は抹消若しくは停止をすることができる場合は、次に定める場合とする。

- (1) 本会定款に違反したとき。
- (2) 規則及びこの実施細則に違反したとき。
- (3) 相談援助業務の処理を誠実に行わないとき。
- (4) 相談センターの研修に参加しないとき。
- (5) 相談援助業務担当の無断欠席等その他主催者に著しい迷惑を与える行為があったとき。
- (6) その他相談センターの運営上、不適任と判断される事由があるとき。

2 相談センターが名簿の登録の拒否又は抹消若しくは停止を行う場合は、その登録会員に対し、陳述の機会を与えなければならない。ただし、陳述の機会を与えることのできない特別の事情がある場合はこの限りでない。

3 名簿の登録の拒否、抹消、停止の期間は本会理事会（以下「理事会」という）が定める。

4 概ね70歳もしくは傷病により運営委員会が業務の継続が難しいと判断したときは、理事会の承認を得て登録を抹消できる。

第2章 相談業務

(相談業務)

第6条 相談業務としては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 来所相談の運営
- (2) 訪問相談の運営
- (3) 電話相談の運営
- (4) 国、地方公共団体その他の委託による専門相談及び出張相談等の運営
- (5) その他前各号に関連する事項

2 相談センターは、前項の各業務を次に定める者に委託することができる。

- (1) 本会支部
- (2) 本会会員（以下「会員」という。）
- (3) その他相談センター長（以下「センター長」という。）が認めた団体又は個人

(相談料)

第7条 相談センターが実施する来所相談の相談については、60分以内5,000円、60分を超えた場合は、超えた時間に応じて30分毎に2,500円を増額した額に消費税額

を加えた額の相談料を徴収する。

- 2 相談センターが実施する訪問相談については、60分以内5,000円、60分を超えた場合、超えた時間30分毎に2,500円を増額した額に消費税を加えた額の相談料及び交通費（実費）を徴収する。

（相談料の免除）

第8条 相談センターは、無資力者に対し、相談料を免除することができる。

- 2 相談料を免除することのできる無資力者とは、次に定める者とする。
 - （1）生活保護受給者
 - （2）非課税世帯
 - （3）その他前各号に準ずる者として、運営委員会が認めた者
- 3 相談料は、来室相談の場合、当日事務局において徴収する。訪問相談の場合は、相談当日の担当者が徴収する。

（報告義務）

第9条 相談業務を担当した登録会員は、相談の処理状況等につき相談終了後速やかに相談センターに報告しなければならない。ただし、当該相談業務が、複数回にわたり継続して行われる場合は、初回相談時及び最終の相談時において、それぞれ相談センターに報告するものとする。

（勧告等）

- 第10条 センター長は、登録会員に対して、適宜、相談業務の処理状況についての報告及び資料の提出を求め、報告及び提出された資料により、センター長が必要があると判断したときは、運営委員会に相談業務の処理に関して勧告又は助言等の措置を講じさせることができる。
- 2 センター長は、相談業務を受任した会員がその業務の処理をすることが適当でないと認めたときは、理事会の承認を得て、辞任その他運営委員会が必要と認める措置をとるよう勧告することができる。

（相談センターの援助、協力）

第11条 登録会員は、相談業務の処理について、相談センターに対し、援助又は協力を求めることができる。

（研修会）

第12条 相談センターは、相談業務に関して登録会員の知識及び技術の向上を目的として、また社会状況の変化に伴う福祉課題や社会生活に対する課題など幅広く知識と情報を得るための研修会を開催する。

2 登録会員は、前項の研修に参加しなければならない。

第3章 成年後見人等の支援に関する業務

(登録等の手続)

第13条 相談センターに相談員として登録し、かつ以下の要件のいずれかを満たし、成年後見人等候補者名簿に登録を希望する者は、別に定める様式により登録の申請をしなければならない(以下登録された会員を「ばあとなあ登録会員」という)。

(1) 所属する会員で、成年後見人養成研修(委託集合研修)の修了者

(2) 所属する会員で、成年後見人養成研修(通信研修)の修了者

(3) 所属する会員で、成年後見人養成研修(都道府県社会福祉士会研修)の修了者

2 第1項の登録事項に変更があったばあとなあ登録会員は、速やかに別に定める登録事項変更申請書をもって申請しなければならない。

(名簿の登録承認)

第14条 運営委員会は、会員の成年後見人等候補者名簿への登録、更新及び再登録(以下「登録等」という。)の申請に基づき、当該年度の成年後見人等候補者名簿への登録等の申請を承認するものとする。承認にあたっては、登録等申請者の前年度の成年後見活動状況及び第18条に定める遵守事項履行の確認等を行わなければならない。

2 運営委員会は、前項の成年後見人等候補者名簿への登録等申請を承認しない場合、その理由を付して、申請者に通知しなければならない。

3 第18条に定める遵守事項が履行されない状況など、審査により名簿への登録及び更新を認められないとされた者については、家庭裁判所にその事実を報告することができる。

(名簿の登録期間)

第15条 成年後見人等候補者名簿の登録有効期間は、各年度の4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。登録初年度については、登録日からその直近の3月31日までとする。

2 ばあとなあ名簿登録者の次年度の更新申請は、各年度の2月1日から同月末日までの期間に行うものとする。

3 本会は、名簿登録の更新にあたって本会所定の研修の受講を義務とすることができる。

(抹消)

第16条 ばあとなあ登録会員は、いつでもその抹消を求めることができる。ただし、抹消申請者が、規則第16条又は以下に該当するときは、理事会は抹消に応じず、成年後見人等候補者名簿から削除することができる。

(1) 本会の会員資格を喪失したとき。

(2) 第24条に定める名簿登録料等の未納があり、納入督促に応じないとき。

(3) 本会の懲戒基準規則により戒告以上の懲戒処分を受けたとき。

(4) 民法846条の解任及び民法847条の欠格事由に相当するとき。

- 2 自己都合による抹消については、本細則第5条5により、相談センターの名簿登録から抹消されたときに限定され、本人の受任するケースの引継ぎ事務が完了されてからとする。

(名簿の管理)

第17条 成年後見人等候補者名簿は、運営委員会の管理のもとに置く。

- 2 本事業の目的遂行のため、日本社会福祉士会へ名簿の提出を行う。

(ばあとなあ登録会員の遵守事項)

第18条 ばあとなあ登録会員は、運営委員会に対し、定期的に年1回（毎年2月）、成年後見活動内容を別に定める成年後見活動報告書（以下「報告書」という。）により報告しなければならない。ただし、任意代理契約に基づく財産管理をとまなう活動に関しては、報告時において収支状況報告書を添付しなければならない。又、運営委員会は、当該報告に関して必要があると認めるときは、適宜、より詳細な内容の報告書（以下、「詳細報告書」という。）、それに関連する資料（当該報告者の通帳も含む）を求めることができるものとし、会員は求められた報告には応じなければならない。

- 2 上記にかかわらず、次のような場合は、活動内容を報告しなければならない。
 - (1) 定期報告以外の「詳細報告書」の提出が必要と認めたとき。
 - (2) 後見活動を開始したとき。（任意後見監督人が選任されたときを含む。）
 - (3) 後見活動を終了したとき。ただし、引き継ぎ事務が完了していない場合は、引き継ぎ事務が完了したとき。
 - (4) 任意後見契約を締結したとき。（任意後見契約の締結に伴う任意代理の委任契約の締結を含む。公正証書写し添付）
 - (5) 成年後見活動に関する関係者からの苦情、家庭裁判所からの具体的な事案の報告依頼があったとき。
- 3 ばあとなあ登録会員は、成年被後見人等の利益を最優先として成年後見活動等を行うとともに、当該活動にあたっては、成年被後見人等との「利益相反」に関して常に注意を払わなければならない。
- 4 ばあとなあ登録会員は、身上保護に関する事務を行うにあたっては、毎月一回以上、成年被後見人等の居所、又は入所（入院）施設等を訪問し、その心身の状態及び生活状況の把握に努めなければならない。
- 5 ばあとなあ登録会員は、特別な事由のない限り、自己の名簿登録内容を成年後見人及び成年後見監督人（以下「成年後見人等」という。）を必要とする個人若しくは団体に成年後見人等候補者情報として提供することを拒んではならない。
- 6 ばあとなあ登録会員は、ばあとなあ保険に加入しなければならない。
- 7 本会が行う交流会、事例検討会、継続研修等を受講し、研鑽に努めなければならない。
- 8 ばあとなあ登録会員は、運営委員会の決議、勧告、指導、督促に従わなければならない。又、運営委員会の助言、提案を尊重し、その内容実現に努めなければならない。

(報告書のチェック)

第19条 運営委員会は、この細則第18条1項の定めにより成年後見人等から提出された

「報告書」をチェックし、必要に応じてばあとなあ登録会員への助言・指導を行うものとする。

2 運営委員会は、本条第1項に基づく内容を整理し、第26条の業務監査委員会に報告する。

(成年後見支援会議)

第20条 相談センター内に成年後見支援班会議（以下「後見支援会議」という。）を置く。

2 後見支援会議は、運営委員会委員長、同副委員長、相談部会長、班長及び運営委員長が指名したその他の者若干人で組織する。

3 運営委員長は、後見支援会議を招集し、その議長となる。

4 後見支援会議は、次の業務を行う。

(1) 規則第13条第1項に定める成年後見人等の推薦のための受任調整に関すること。

(2) 規則第15条第1項に定める任意後見人の推薦のための受任調整及び同条第3項に定める報告内容に係る助言等に関すること。

(3) 成年後見人等の養成に関すること。

(4) その他成年後見人等の支援に関すること。

(受任調整の基準)

第21条 前条第4項第1号及び第2号の受任調整は、ばあとなあ登録会員のうちから、家庭裁判所の推薦依頼を受け、被推薦者の年齢、性別、勤務地又は住所、成年後見人等の経験年数、現在の受任件数等を総合的に考慮して行うものとする。

(班の設置)

第22条 成年後見人等への支援を効果的にすすめるとともに、連携の強化等を図るため、ばあとなあ登録会員を複数の班に区分する。

2 ばあとなあ登録会員の班区分は、後見支援会議が行う。

3 班には、それぞれ運営委員長が指名した班長及び班長を補佐する副班長を置く。

4 班長は、当該班を統括し、成年後見人等の班員の受任状況を常に把握するとともに、班員の成年後見活動等が誠実に行われるよう情報の提供、研修会への参加促進等に努めなければならない。

(準用)

第23条 第11条及び第12条の規定は、成年後見人等の受任者及びその他のばあとなあ登録会員に対して準用する。この場合、「登録会員」とあるのは「ばあとなあ登録会員」と、「相談業務」とあるのは「成年後見人等業務」と読み替えるものとする。

(少額報酬の補填)

第24条 成年後見人等の後見活動等を支援するため、成年被後見人の資力が乏しく正当な後見報酬の付与が望めない場合は、相談センターが当該成年後見人等に対し、少額報酬の補填を行うものとする。

- 2 前項の少額報酬の補填額は、当該成年後見人等の申請に基づき、運営委員会が決定する。
- 3 少額報酬の補填金の財源は、一定額以上の後見報酬を付与された成年後見人等からの寄付を基金として積み立て、それをもって充てるものとする。

(名簿登録料等)

第25条 ぱあとなあ登録会員は、名簿登録料として10,000円を納付しなければならない。

- 2 本会は、前項の名簿登録料等を下記の費用に充てる。
 - (1) ぱあとなあの運営費
 - (2) 日本社会福祉士会の「都道府県社会福祉士会負担金」
 - (3) ぱあとなあ保険の基礎保険料及び被害者救済基金拠出金

第4章 成年後見人等の支援に関する業務監査

(業務監査委員会)

第26条 規則第17条2項に定める業務監査委員会の委員は、4名以上7名以内とする。

- 2 センター長及び運営委員会委員長外の委員は、センター長がそれぞれ任命又は委嘱する。ただし、任命又は委嘱については、理事会の承認を得なければならない。
- 3 業務監査委員会に業務監査委員会委員長（以下「監査委員長」という。）を置く。監査委員長は委員からセンター長が任命し、監査委員会を統括する。
- 4 規則第17条3項に定める業務監査委員会の定期監査は、毎年5月ごろに実施する。

(業務監査委員会の検討)

第27条 業務監査委員会は、運営委員会の報告を確認し、ぱあとなあ登録会員への助言・内容を検討する。

(助言・指導)

第28条 運営委員会は、業務監査委員会で指摘された事項を該当するぱあとなあ登録会員に通知し、追加報告の聴取、助言・指導等を実施する。

(日本社会福祉士会への相談・報告)

第29条 業務監査で検討された項目のうち、本会で判断しがたい問題は日本社会福祉士会に助言を求めることができる。また、全国的に注意を要する事項等は日本社会福祉士会に報告するものとする。

(改 廃)

第30条 この実施細則の改廃は、理事会の承認を経なければいけない。

附 則

1. この実施細則は、2024年8月1日から施行する。
2. 公益社団法人大阪社会福祉士会相談センター実施細則（2013年11月16日制定）は、廃止する。

3. 公益社団法人大阪社会福祉士会相談センター実施細則（2013年5月26日制定）は、廃止する。
4. 社団法人大阪社会福祉士会相談センター実施細則（2013年4月1日制定）は、廃止する。
5. 社団法人大阪社会福祉士会相談センター実施細則（2008年5月25日制定）は、廃止する。
6. 社団法人大阪社会福祉士会相談センター実施細則（2004年4月1日制定）は、廃止する。